

# 栃木県誕生 150 年記念協賛行事取扱要領

## 1 趣旨

この要領は、栃木県誕生 150 年記念協賛行事を広く募集し、広報するため、協賛行事の取扱いについて、必要な事項を定める。

## 2 協賛行事の要件

協賛行事は、次の各号の要件をいずれも満たす行事とする。

- (1) 県、市町、企業、団体、学校、地域団体等が栃木県誕生 150 年記念行事等の実施方針（令和 4 年 11 月 2 日栃木県県民の日実行委員会決定）の目的及び基本コンセプトの趣旨を踏まえて実施する行事であること。
- (2) 実施期間内（令和 5 年 1 月～令和 6 年 3 月）に実施する行事であること。
- (3) 当該行事が法令や公序良俗に反しないものその他社会的な非難を受けるおそれのないものであること。
- (4) 当該行事が宗教的又は政治的色彩を有しないものであること。

## 3 協賛行事の「栃木県誕生 150 年記念特設ウェブサイト」掲載

行事の主催者が別添報告様式により栃木県県民の日実行委員会会長に報告した協賛行事のうち栃木県誕生 150 年記念特設ウェブサイトへの掲載を希望した行事について、栃木県県民の日実行委員会会長は、県が開設する栃木県誕生 150 年記念特設ウェブサイトに掲載し、広く広報を行う。ただし、掲載が不相当と栃木県県民の日実行委員会会長が認めたときは、掲載せず、行事の主催者に通知するものとする。

## 4 「栃木県誕生 150 年記念」の冠の使用

協賛行事の主催者は、協賛行事として報告した行事の名称や印刷物等に「栃木県誕生 150 年記念」を冠することができる。

## 5 「栃木県誕生 150 年記念ロゴマーク」の使用

協賛行事の主催者は、協賛行事として報告した行事に県が別に定める「栃木県誕生 150 年記念ロゴマーク」を使用することができる。

## 6 庶務

協賛行事の取扱いに関する庶務は、栃木県県民の日実行委員会において処理する。

## 附則

この要領は、令和 4 年 12 月 15 日から施行する。

# 栃木県誕生150年記念行事等の実施方針

令和4（2022）年11月2日  
栃木県県民の日実行委員会決定

## 1 目的

明治6（1873）年6月15日に概ね現在と同じ地域の栃木県が誕生してから、令和5（2023）年に150年を迎えます。そこで、すべての県民がふるさと“とちぎ”に想いを寄せ、とちぎで生まれ、育ち、暮らす喜びと誇りを分かち合うとともに、県民一人ひとりが活力と希望に満ちたとちぎの豊かな未来づくりへ向かうことができるよう、県民協働により栃木県誕生150年を記念する行事等を実施します。

## 2 実施期間

先行実施期間（プレ期間） 令和5（2023）年1月～3月  
本実施期間 令和5（2023）年4月～令和6（2024）年3月

## 3 基本コンセプト

次の3つの柱と県民協働を基本として取組を進めます。

### 1 とちぎの歴史や多彩な文化・風土・産業を知る

先人が積み重ねてきた努力により現在の栃木県が築かれたことに感謝をするとともに、各地域の豊かな自然や歴史・多彩な文化・風土・産業について認識を深めていただくことにより、郷土愛や栃木県民としての誇りを醸成します。

### 2 とちぎの魅力を発信する

栃木県の魅力を十分に国内外へ発信し、交流の輪を拡げることで地域活性化につなげます。

### 3 若者が未来をデザインする契機とする

活力と希望にあふれる未来のとちぎを創るため、若者が柔軟な発想力と行動力を生かして将来を考えるきっかけをつくります。

### 県民協働

市町・企業・団体・学校等との協働により取組を推進します。